

計画期間	令和4年度～令和8年度	対象地区	市内全域
対象空家等の種類	法第2条に規定される「特定空家等」を含めた「空家等」（将来的に空家等となることが見込まれる建築物等も含む）		
調査に関する事項	◇住宅・土地統計による空家数の把握 ◇相談があった管理不全な空家等の把握 ◇空家等の所有者調査の実施		
実施体制	◇対策の総括：市民局、都市整備局 ◇市民からの相談：各区役所・総合支所 ◇庁内の連絡調整等：庁内連絡会議 ◇情報共有、連携：仙台市空き家対策ネットワーク会議 ◇取組報告：仙台市安全安心街づくり推進会議		

基本理念

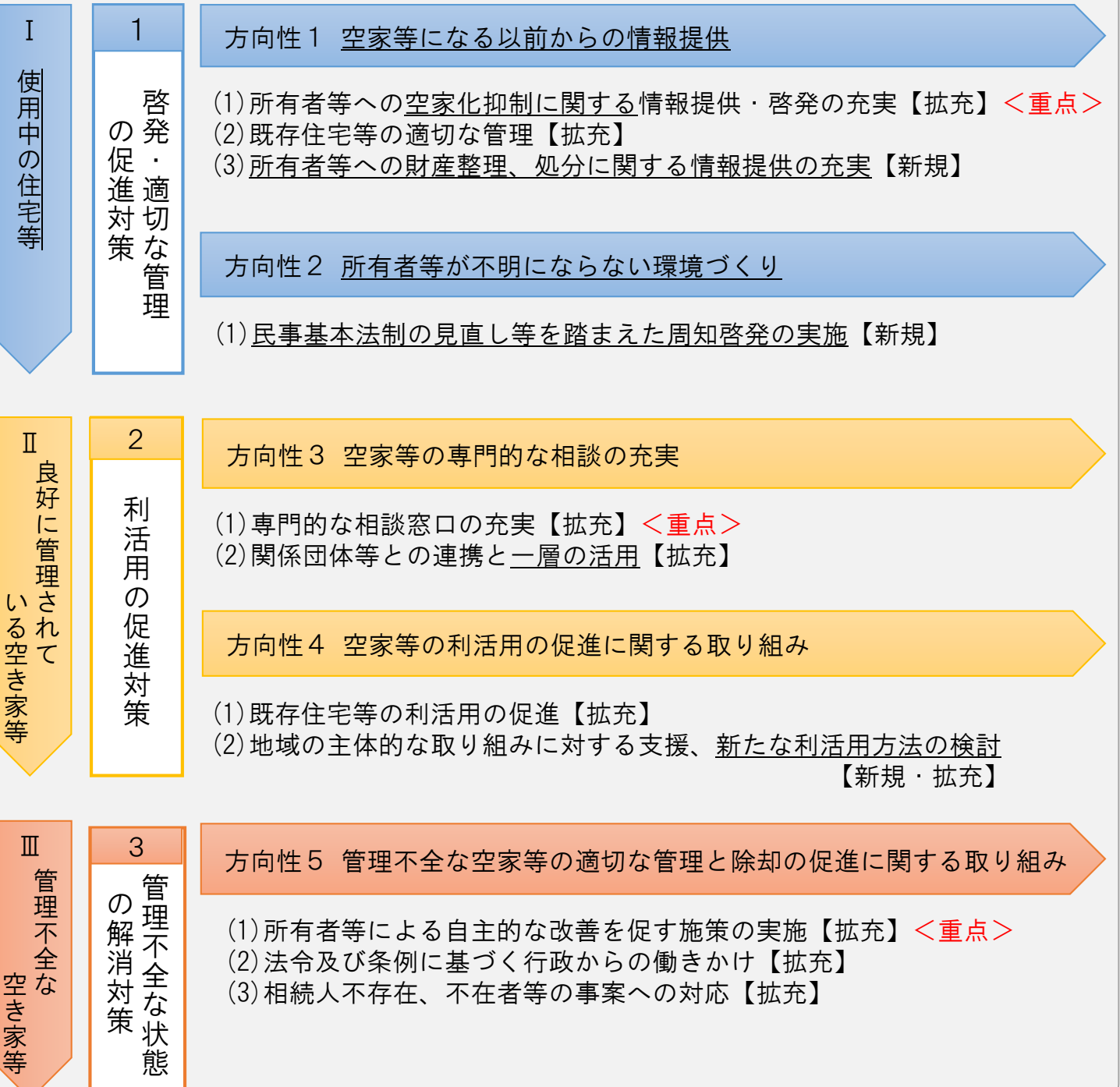
地域住民が安全に安心して暮らすことのできる良好な居住環境の確保

＜基本目標1＞
使用中の住宅等（空家予備軍）に対する早期からの啓発と適切な管理

＜基本目標2＞
空家等の利活用の更なる促進と多様な主体との連携

＜基本目標3＞
管理不全な空家等の解消と跡地活用の検討

今後の空家等対策の方向性



本市の空家等の現状

- ◇総住宅数は57万5千戸で増加傾向。
- ◇高齢者夫婦・高齢者がいる世帯は持ち家割合が7割を超える。
- ◇空き家率は全国の13.6%を下回る11.1%であるが増加傾向。
- ◇空家の指標となる「その他の住宅」の割合は、政令市平均3.9%を下回る2.8%と最も低い水準。
- ◇人口分布の見通しでは、鉄道駅周辺部は将来も一定数の人口集積が見込まれるものの、郊外部で減少が予測。
- ◇管理不全な空家等の主な問題は、雑草・樹木に関わるものが7割以上。

現状と取り組みから抽出された課題

- ◇空家等になる前からの情報提供
- ◇専門的な知識・対応が不可欠
- ◇不動産市場への誘導
- ◇雑草や樹木の継続的な管理
- ◇管理・除却費用の自己負担が困難
- ◇相続人・所有法人が不明

新たな法改正の動き

- ◇登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し
- ◇土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設
- ◇土地利用に関連する民法の規定の見直し

第1回部会等の主な意見

- ◇「終活」、遺言、財産処分、相続登記などの早期からの情報提供と啓発。
- ◇市民に寄り添い、気兼ねなく相談できるように相談窓口の充実等。
- ◇利活用の促進に関する対策をもっとアピール。
- ◇管理不全な空家等の解消に向けて、動産や跡地の処分の後押しの検討。
- ◇再建築が困難な空家に対する解体費の助成の検討。

現計画の取り組み

管理不全な空家等の解消【重点】

空家等の利活用の促進

空家等に関する啓発及び適切な管理の促進

《4年間の改善実績》
 特定空家等 57件
 特定空家等以外 624件

《現存する管理不全な空家等（令和3年3月末時点）》
 特定空家等 27件
 特定空家等以外 248件